

道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 道路運送車両法施行令の一部改正

登録情報処理機関の登録の有効期間は、五年とすること。

(第七条の二関係)

第二 道路運送車両法関係手数料令の一部改正

有効期間が六月を超え一年以内である回送運行許可証の交付の申請に係る手数料の額を定めることとする。

(表第七号関係)

第三 附則関係

この政令は、平成十七年五月二十五日から施行することとする。

(附則関係)

政令第 号

道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十五号）の一部の施行に伴い、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十六条の五第一項及び第百二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第一条 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（登録の有効期間）

第七条の二 法第九十六条の五第一項の政令で定める期間は、五年とする。

（道路運送車両法関係手数料令の一部改正）

第二条 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

「六 有効期間が五月を超え六月以内

表第七号中

「六 有効期間が五月を超え六月以

内の許可証 一万二千三百円」

を

の許可証 一万二千三百円

七 有効期間が六月を超え七月以内

の許可証 一万四千三百円

八 有効期間が七月を超え八月以内

の許可証 一万六千四百円

九 有効期間が八月を超え九月以内

の許可証 一万八千四百円

十 有効期間が九月を超え十月以内

の許可証 二万五百円

十一 有効期間が十月を超え十一月

以内の許可証 二万二千五百円

十二 有効期間が十一月を超え一年

以内の許可証 二万四千六百円」

に改める。

附 則

この政令は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十七年五月二十五日）から施行する。

理由

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、登録情報処理機関の登録の有効期間を定める等の必要があるからである。

改 正 案	現 行
<p>（登録の有効期間） 第七條の二 法第九十六條の五第一項の政令で定める期間は、五年とする。</p>	

改正案		現行	
<p>道路運送車両法（以下「法」という。）第百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。</p>			
	手数料を納付すべき者	手数料を納付すべき者	手数料を納付すべき者
一～六（略）	（略）	（略）	（略）
	一枚につき次に掲げる金額	一枚につき次に掲げる金額	一枚につき次に掲げる金額
	一～五（略）	一～五（略）	一～五（略）
	六 有効期間が五月を超え六月以内の許可証 一万二千三百円	六 有効期間が五月を超え六月以内の許可証 一万二千三百円	六 有効期間が五月を超え六月以内の許可証 一万二千三百円
	七 有効期間が六月を超え七月以内の許可証 一万四千三百円	七 有効期間が六月を超え七月以内の許可証 一万四千三百円	七 有効期間が六月を超え七月以内の許可証 一万二千三百円
	八 有効期間が七月を超え八月以内の許可証 一万六千四百円	八 有効期間が七月を超え八月以内の許可証 一万六千四百円	八 有効期間が七月を超え八月以内の許可証 一万六千四百円
	九 有効期間が八月を超え九月以内の許可証 一万八千四百円	九 有効期間が八月を超え九月以内の許可証 一万八千四百円	九 有効期間が八月を超え九月以内の許可証 一万八千四百円
	十 有効期間が九月を超え十月以内の許可証 二万五百円	十 有効期間が九月を超え十月以内の許可証 二万五百円	十 有効期間が九月を超え十月以内の許可証 二万五百円
	十一 有効期間が十月を超え十一月以内の許可証 二万二千五百円	十一 有効期間が十月を超え十一月以内の許可証 二万二千五百円	十一 有効期間が十月を超え十一月以内の許可証 二万二千五百円
	十二 有効期間が十一月を超え一年以内の許可証 二万四千六百円	十二 有効期間が十一月を超え一年以内の許可証 二万四千六百円	十二 有効期間が十一月を超え一年以内の許可証 二万四千六百円
八～二十（略）	（略）	八～二十（略）	（略）

道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案参照条文

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）

（登録の更新）

第九十六条の五 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 （略）

（手数料の納付）

第二百二条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（第四号又は第九号から第十一号までに掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会）に納めなければならない。

一、五 （略）

六 回送運行許可証の交付を申請する者

七、十四 （略）

2、4 （略）